商業登記にかかる株主リストの添付について

これまで株主総会議事録を添付して登記申請していた事項につき、今回新たに「株主リスト」を併せて添付することとなりました。主な概要は以下のとおりです。

１．背景

昨今、株主総会議事録等を偽造して役員になりすまし、役員の変更登記又は本人の承諾のない取締役の就任の登記申請を行った上で会社の財産を処分するなど、商業・法人登記を悪用した犯罪や違法行為が発生している。

そのため、消費者保護又は犯罪抑止の観点から商業登記の真実性の担保を強化する必要があるとともに、国際的にも、登記所において法人の所有者情報を把握して、法人の透明性を確保することにより、法人格の悪用を防止すべきとの要請があることから、株式会社の主要株主等の情報（株主リスト）を商業登記所に提出する措置を講じることとなった。

２．対象

①株式会社　※特例有限会社（従前の有限会社）も含む

②投資法人

③特定目的会社

３．株主リストの添付が必要となる場合

登記（変更の登記を含む）すべき事項のうち、株主総会の決議を要する場合

（会社法319条第１項における株主総会決議を省略する場合、総株主の同意が必要な場合にも添付が必要）

●登記すべき事項のうち株主総会の決議を要する場合（主なもの）

|  |
| --- |
| ①目的、商号、本店の所在地、資本金の額  ②代表取締役の氏名及び住所  ③取締役の氏名 |

なお、株主総会決議を必要とする登記事項が発生した都度、「株主リスト」の添付が必要となる。

（例）取締役の重任登記の際、前回提出時と株主の構成・議決権等の変更がなくとも、提出が必要となる。

４．株主リストの内容

（１）記載する株主の範囲

①議決権数上位10名の株主

又は

②議決権割合が2/3に達するまでの株主

のいずれか少ない方

（２）必須となる記載事項［別紙１～３記載例を参照］

①氏名又は名称

②住所

③株式数

④議決権数

⑤議決権割合

５．施行日

平成28年10月1日以降の申請（申請日が基準となる）

※施行日前に株主総会が行われた場合であっても、施行日以降に登記申請するときは、株主リストの添付が必要となる。

　【添付資料】

|  |
| --- |
| 別添　　　商業登記にかかる株主リストの添付について  別紙１　　記載例①　上位10名の株主を記載する場合　「証明書（１－２－１）」  別紙２　　記載例②　2/3までの株主を記載する場合　「証明書（１－２－２）」  別紙３　　記載例③　法人税の確定申告の際に作成する「同族会社等の判定に関する明細書」を流用する場合　「証明書（２－１－１）」  別紙４　　「同族会社等の判定に関する明細書」を添付した株主リスト  別紙５　　明細書と株主リストで相違するケース  参考１　　概要資料①（法務省作成）  参考２　　概要資料②（法務省作成） |

　　【参考】

　　　法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html>